

秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金交付要綱

〔平成26年3月25日〕
市長 決 裁

（目的）

第1条 この要綱は、老朽危険空き家の所有者等が、自ら当該老朽危険空き家の解体および撤去を実施する場合に、その費用の一部を補助するための秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「老朽危険空き家」とは、老朽化や破損等により、倒壊や外装材等の落下等の危険性があり、倒壊や外装材等の落下等が起こった場合に近隣および道路等に重大な損害を及ぼすおそれがある市内に存する建築物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第2号に規定する市長が認定した特定空家等（空家法第22条第3項の命令を受けたものを除く。以下「特定空家等」という。）
- (2) 住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条に規定する住宅の区分に応じ、同条に規定する別表第一から別表第三に基づく住宅の不良度の測定により、評定項目（外観目視により不良度を評定できる項目に限る。）の評定の合計が100以上のものであり、この要綱の別表に規定する周辺への危険度判定基準に掲げる状態のいずれかに該当するもの（以下「不良住宅」という。）

（補助対象空き家）

第3条 この補助金の対象となる老朽危険空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条の規定による老朽危険空き家であるもの
- (2) 老朽危険空き家が不良住宅である場合は、補助対象空き家の延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの
- (3) 市内に存し、1年以上使用されていないもの
- (4) 個人が所有するもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるものについては、補助対象空き家とみなすことができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空き家の解体および撤去のための工事（以下「解体撤去工事」という。）を実施しようとする者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特定空家等の所有者等として、市長から空家法第22条第1項の助言又は指導を受けている者又は同法同条第2項の勧告を受けている者
- (2) 登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に記録されている者
- (3) 前2号に規定する者の相続人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助対象空き家を管理するに相当すると市長が認める者

2 補助対象者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本市の市税を滞納していないこと。
- (2) 過去に本制度により補助金を受けたことがないこと。
- (3) 抵当権を設定している場合は、抵当権設定者や複数の権利者から同意を得ていること。
- (4) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

3 前項の規定にかかわらず、補助対象空き家が複数人の共有である場合は、当該共有者全員から補助対象空き家の解体撤去工事についての同意を得られること。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空き家の全部を解体撤去する工事（基礎その他の地上構造物以外のものを残置する場合を含む。）
- (2) 建築工事業、土木工事業もしくは解体工事業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号）による許可をいう。）を受けている者又は解体工事業の登録（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）による登録をいう。）をしている者が施工する工事
- (3) 補助対象者が施工者と工事請負契約を締結しようとする解体撤去工事
- (4) 他の補助制度により補助金の交付を受けない解体撤去工事
- (5) 補助金の交付の決定後に着手（工事請負契約を含む。）し、交付申請をした日の属する年度内に完了することができる解体撤去工事であって、指定した期日までに第14条に規定する実績報告書を提出できる解体撤去工事であること。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、解体撤去工事の工事費のほか、次の各号に該当するものとする。

- (1) 解体撤去工事により生じた廃材等の収集運搬費および処分費
- (2) 周囲への安全を確保する上で、解体撤去工事および廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に係る経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解体撤去工事等に係る諸経費

（補助金の額および補助の範囲）

第7条 補助金の額は、補助対象経費（消費税および地方消費税を除く。）に相当する額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

2 市長は、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

（補助対象空き家認定申請）

第8条 補助金を受けようとする者は、補助金の交付申請をする前に、老朽危険空き家について、補助対象空き家の認定の申請（以下「認定申

請」という。)をしなければならない。

2 前項の認定申請ができるものは、第4条に規定する補助対象者とする。

3 第1項の認定申請をしようとする者(以下「認定申請者」という。)は、市長の指定する期日までに、秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金補助対象空き家認定申請書(様式第1号。以下「補助対象空き家認定申請書」という。)に次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 現況写真

(3) 認定申請をしようとする老朽危険空き家およびその敷地の登記事項証明書の写し又は固定資産税土地・家屋名寄帳兼課税台帳の写しもしくは固定資産税納税通知書課税明細書の写し

(4) 老朽危険空き家が特定空家等である場合は、当該特定空家等に係る助言・指導書の写し又は勧告書の写し

(5) 委任状(様式第2号。認定申請者が認定申請の手続を他の者に委任する場合に限る。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、前項に規定する補助対象空き家認定申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助対象空き家に該当すると認めるときは、当該老朽危険空き家を補助対象空き家として認定し、認定申請者に対し、秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金補助対象空き家認定通知書(様式第3号。以下「補助対象空き家認定通知書」という。)により通知するものとする。

5 市長は、前項による審査の結果、当該老朽危険空き家が補助対象空き家に該当しないと認めるときは、当該認定をしないことを決定し、認定申請者に対し、秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金補助対象空き家不認定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

6 第4項の認定は、認定を受けた日が属する年度の市長が指定する日までを有効期限とする。

(交付申請)

第9条 前条第4項の通知を受けた補助対象者は、補助金の交付申請（以下「交付申請」という。）をすることができる。

2 前項の交付申請をしようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、補助対象工事を実施しようとする前（補助対象工事の請負契約等を含む。）に秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金交付申請書兼災害防止対策および紛争等に関する誓約書（様式第5号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第4項で通知された補助対象空き家認定通知書の写し
- (2) 工程表
- (3) 工事見積書
- (4) 補助対象工事を施工する者が第5条第1項第2号に規定する許可等を受けていることを証する書類
- (5) 委任状（様式第2号。補助申請者が交付申請の手続を他の者に委任する場合に限る。）
- (6) 本市の市税に未納がない証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回までとする。
（交付決定）

第10条 市長は、前条第2項の交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、当該交付申請が到達した日から20日以内に補助金の交付又は不交付を決定し、補助金の交付を決定したときは、秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金交付決定通知書（様式第6号）、補助金の不交付を決定したときは、秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金不交付決定通知書（様式第7号）により補助申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定するときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助金の交付申請その他の事項についての確認又は検査を求めるときは、これに協力すること。

(2) この要綱および関係法令を遵守すること。

(3) 補助事業の内容の変更又は中止しようとする場合は、市長の承認を受けること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(申請内容の変更)

第12条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金交付変更申請書（様式第8号）に当該変更の内容を示す書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第10条および第11条の規定は、前項の場合に準用する。
(中止の承認)

第13条 補助決定者は、やむを得ない理由により補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金中止承認申請書（様式第9号。以下「中止承認申請書」という。）を提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の補助金中止承認申請書の提出を受け、これを承認した場合は、補助金の交付を取り消すものとする。
(実績報告)

第14条 補助決定者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金実績報告書（様式第10号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 領収書の写し

(3) 解体撤去工事完了後の写真

(4) 委任状（様式第2号。補助決定者が実績報告の手続きを他の者に委任する場合に限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告書を審査し、交付すべき補助金の額を超える補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返納を命ずる

ものとする。

(交付額の確定等)

第15条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金交付額確定通知書（様式第11号）により補助決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第16条 前条の通知を受けた補助決定者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(概算払)

第17条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付目的を達成するため、補助対象工事の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を事前に概算払により交付することができる。

(概算払の申請)

第18条 補助決定者は、前条の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、第10条の規定による通知を受けた後、補助金概算払申請書（様式第13号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(概算払の決定)

第19条 市長は、概算払の申請が到達したときは、速やかにその内容を審査の上、当該概算払の申請が到達した日から20日以内に概算払の可否を決定し、概算払決定通知書（様式第14号）により補助決定者に通知するものとする。

(概算払の請求)

第20条 補助決定者は、概算払による補助金の交付の申請をしようとするときは、秋田市老朽危険空き家解体撤去補助金交付請求書（様式第12

号) を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第21条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(調査等)

第22条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助決定者に必要な事項について報告をさせ、又は当該職員に帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 周辺への危険度判定基準

建築物の状態	判定基準
<p>1 建築物の外装材や屋根瓦等が脱落又は飛散のおそれのある状態</p>	<p>脱落・飛散のおそれがある建築物で、当該おそれのある部分から道路境界線又は隣地境界線までの水平距離が当該部分の高さ以内であり、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 隣地又は道路は、当該建物の高さより低い位置にあること。</p> <p>(2) 隣地は、現に使用されている敷地であること。</p>
<p>2 破損や傾き等があり、倒壊等のおそれがある状態</p>	<p>倒壊等のおそれがある建築物で、当該おそれのある部分から道路境界線又は隣地境界線までの水平距離が当該部分の高さ以内であり、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 隣地又は道路は、当該建物の高さより低い位置にあること。</p> <p>(2) 隣地は、現に使用されている敷地であること。</p>